

規制改革推進会議の進め方について

平成 28 年 10 月 6 日

規制改革推進会議決定

1. 会議の開催

- (1) 来年6月までの約1年間をサイクルとし、規制改革の審議を進める。
- (2) 開催頻度は月1回ないし2回を基本とし、計画的かつ弾力的に開催する。

2. 部会

- (1) 行政手続部会を設置する。
- (2) 部会が報告等を取りまとめた際は、本会議に報告する。

3. ワーキング・グループ（WG）等

- (1) 「農業」「人材」「医療・介護・保育」「投資等」の4つのWGを設置する。
- (2) 規制改革ホットラインへの提案事項への対応について、規制改革推進会議で精査・検討を要する重要事項を審議するため、ホットライン対策チームを設置することとし、議長は主査を指名する。
- (3) 公開ディスカッションを開催することとし、議長は担当委員を指名する。

4. 審議方法

- (1) 規制改革推進会議としての当面の重要事項（規制改革実施計画のフォローアップを含む）を決定する。
- (2) 本会議は、会議全体で取り組むべき重要課題、省庁横断的な課題、国家戦略特区と連携して全国での実施を目指す事項、等を取り扱う。
- (3) 本会議で取り上げる案件のうち、本会議での議論の前に専門的検討を行った方が望ましい課題について、必要に応じ、タスクフォースを置き、議長は委員の中から主査を指名する。
- (4) 本会議は、各WGの審議状況等について適宜報告を受ける。
- (5) 来年6月を目途に答申を取りまとめる。答申の取りまとめは、本会議の審議を経た上で決定する。なお、必要に応じ、中間取りまとめの公表を検討する。
- (6) 本会議・WGともに意見を適宜発表する。WGの「意見」は本会議の承認を原則とするが、議長の判断により事後承認とすることができるものとする。